

2024年11月18日

しんきん電子記録債権サービスご担当者様

大阪厚生信用金庫

## しんきん電子記録債権サービスお取引手数料請求にかかる計上基準の変更について

平素は当金庫をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて標記の手数料につきましては、当金庫より前月のお取引分を計上した「手数料等後取明細書兼請求書」（別紙ご参照）を毎月送付しておりますが、誠に勝手ながらこのたび本サービスのシステム運用上の都合により、サービス運営主体で電子債権記録機関である全銀電子債権ネットワークの運用に合せた計上基準に変更させていただきますのでご案内いたします。詳細は下記の通りです。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解のうえ、変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願いたします。

### 記

#### 1. 変更開始月

2025年1月お取引分より変更いたします。

※「手数料等後取明細書兼請求書」は2月発送分より変更いたします。

#### 2. 変更内容

##### (1) お取引手数料の計上対象となる基準月の変更

項目	従来 of 基準	変更実施後の基準
発生記録サービス	振出日の属する月	請求日の属する月（※1）
譲渡記録サービス	譲渡日の属する月	請求日の属する月（※1）
でんさい割引サービス	割引実行日（希望日）の属する月	割引申込の承諾日の属する月（※2）

※1) 発生（譲渡）記録の登録データをお客様にて承認された日（請求日）の属する月が計上対象の基準月となります。ご承認の時点でお取引手数料の対象となり、その後取消されましたも対象のままとなりますのでご注意ください。

※2) でんさい割引の申込データを当金庫にて承諾した日の属する月が計上対象の基準月となります。

注1) 上記変更により、振出日が2月である発生記録を前月の1月に承認された場合等において、お客様への請求がこれまでより早まることになります。

注2) 上記変更により、振出日の属する月が2025年1月の発生記録で、その請求日の属する月が前月2024年12月の場合等において手数料の計上対象から外れてしまうため、このような条件のお取引については変更開始月（2025年2月送付分）に含めて計上させていただきます。

##### (2) 各サービスの「月日」記載の廃止

「手数料等後取明細書兼請求書」における各サービスの「月日」ごとの記載を廃止し、基本料金である「でんさいサービス」と同様に各サービスで「ツキ」としてまとめて計上いたします（別紙ご参照）。

以上

(別紙) 手数料等後収明細書兼請求書の記載例 (一部抜粋)

(変更前)

引落約定日		振替指定口座				ご請求(引落金額)		うち消費税(10%)	
27	日	科目	当座	口座番号	1234567		3,146		286

明細		件数	金額	明細		件数	金額
	でんさいサービス	1	1,100		でんさい発生記録	2	1,320
	でんさい譲渡記録	2	660		でんさい割引全部	2	66

月日	明細	件数	金額	月日	明細	件数	金額
09/02	でんさい発生記録	1	660	09/03	でんさい発生記録	1	660
09/04	でんさい譲渡記録	2	660	09/27	でんさい割引全部	2	66
ツキ	でんさいサービス	1	1,100				

※基本料金「でんさいサービス」以外は各サービスの取引月日ごとに表示されています。

(変更後)

引落約定日		振替指定口座				ご請求(引落金額)		うち消費税(10%)	
27	日	科目	当座	口座番号	1234567		3,146		286

明細		件数	金額	明細		件数	金額
	でんさいサービス	1	1,100		でんさい発生記録	2	1,320
	でんさい譲渡記録	2	660		でんさい割引全部	2	66

月日	明細	件数	金額	月日	明細	件数	金額
ツキ	でんさいサービス	1	1,100	ツキ	でんさい発生記録	2	1,320
ツキ	でんさい譲渡記録	2	660	ツキ	でんさい割引全部	2	66

※各サービスが基本料金と同様にまとめて表示されます。